

大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について行う、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」と認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 この要綱は、総合評価落札方式の対象となる工事で、入札に付するものに適用する。ただし、総合評価落札方式の対象とならない工事であっても、特に必要があると認められる場合には、この要綱を適用することができる。

(調査基準価格)

第3条 契約権者（大館市財務規則（平成14年4月1日規則第26号）第2条第8号に規定する者をいう。以下同じ。）は、前条第1項の適用対象工事について入札を行おうとするときは、あらかじめ工事ごとに低入札価格調査を行う基準となる入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額×97%
- (2) 共通仮設費の額×90%
- (3) 現場管理費相当額×90%
- (4) 一般管理費相当額×70%

3 工事の性格上前項の規定により難しい場合には、2の算定方法にかかわらず適宜の割合とする。

4 契約権者は、前2項の規定により調査基準価格を定めたときは、予定価格調書に調査基準価格及び調査基準価格に100分の110を乗じて得

た額を記載するものとする。

(入札内訳書の提出)

第4条 低入札価格調査制度の適用対象工事に係る入札に参加しようとする者は、当該入札参加に際し、入札価格算定の根拠として入札金額の内訳書（以下「入札内訳書」という。）を提出しなければならない。

(入札参加者等への周知)

第5条 契約権者は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札参加者に対して、入札公告等により、低入札価格調査制度の適用対象工事であることその他必要な事項を周知するものとする。

(落札者決定の保留)

第6条 入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、入札執行者は、落札者の決定を保留し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 契約権者は、前条により入札を終了した場合は、調査基準価格に満たない価格をもって入札したすべての者について、次に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査し、当該失格判断基準のいずれかに該当する場合は失格と判定し、当該入札者に対して、速やかにその旨を書面（様式第1号）で通知するものとする。

- (1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格（調査基準価格を下回った入札価格は、これを調査基準価格に置き換えて算出する。）に10分の9.5を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）未満であること。ただし、算定された失格基準価格が調査基準価格を上回る場合には、調査基準価格を失格基準価格とする。
- (2) 見積内訳明細書上の純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ。）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。

なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（(3)に該当する場合は除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事費

とみなすものとする。

(3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。

2 契約権者は、前項の調査により失格と判定されなかった者のうち最低の価格をもって入札した者を第5項の調査（以下「詳細調査」という。）の対象者（以下「詳細調査対象者」という。）と決定するものとする。ただし、詳細調査対象者となるべき者の入札価格が次のいずれかに該当する場合においては、詳細調査の全部又は一部を行わずに低入札価格調査を終了することができるものとする。

(1) 次に掲げる額の合計額以上のとき。

ア 設計上の直接工事費の額

イ 設計上の共通仮設費の額

ウ 設計上の現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額

(2) 入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額以上のとき。

3 契約権者は、第1項の調査の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札したすべての者が失格と判定されたときは、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

4 契約権者は、必要があると認めるときは、第1項の調査により失格と判定されなかった複数の者を詳細調査対象者とすることができる。

5 契約権者及び工事を所管する課等（事業を所管する課等から工事の発注事務及び監督業務等を依頼された課等を含む。以下「工事所管課等」という。）の長は、詳細調査対象者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかどうかを具体的に判断するため、資料提出請求書（様式第2号）により、原則として開札日の翌日から起算して7日以内（大館市の休日定める条例（平成2年条例第11号）第1条に定める休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその末日までとする。）の日を提出期限として資料の提出を求め、次に掲げる事項について、当該資料に基づくヒアリング及び関係機関等への照会等により調査を行うものとする。

ただし、提出期限の日までに資料を提出することができない詳細調査対象者については失格と判定し、その旨を様式第1号で通知するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 積算状況

(3) 手持ち工事の状況

- (4) 手持ち資材の状況及び資材購入の予定
 - (5) 手持ち機械の状況及び機械リース等の予定
 - (6) 労務者の具体的供給見通し
 - (7) 下請負の予定者及び予定金額
 - (8) 建設副産物の搬出予定
 - (9) 予定工程
 - (10) 過去に施工した公共工事の状況
 - (11) 経営状況及び信用状態
 - (12) その他必要な事項
- 6 契約権者は、必要に応じ、施工能力及び経営状況等の判断を行うための資料の提供等を大館市適正入札・契約推進委員会の外部委員に依頼することができるものとする。
- 7 契約権者及び工事所管課等の長は、詳細調査の結果及びそれに対する意見を記載した詳細調査表（様式第3号）を作成するものとする。

（調査結果の報告）

第8条 契約権者は、大館市低入札価格調査審査会（以下「低入審査会」という。）に対し、詳細調査表を提出し、詳細調査の結果を報告するものとする。

（低入審査会）

第9条 低入審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、副市長（副市長が2名いる場合は、市長が指名する副市長）をもってこれに充てる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- (2) 委員は、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。ただし、委員である者に事故があるときは、会長が指名する者をもってこれに充てる。
 - ア 総務部長
 - イ 産業部長
 - ウ 建設部長
 - エ 教育次長
- 2 低入審査会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 低入審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 低入審査会は、会長が必要と認めたときは、会議の参考とするため工事所管課等の長の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 低入審査会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(低入審査会の審査)

- 第10条 低入審査会は、第8条の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする。
- 2 低入審査会は、前項による審査を終えたときは、その結果を契約権者に書面（様式第4号）で通知するものとする。

(落札者の決定)

- 第11条 契約権者は、第7条第2項ただし書きにより詳細調査の全部を行わずに低入札価格調査を終了したとき又は前条の審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該詳細調査対象者を落札者と決定するものとする。
- 2 契約権者は、前条の審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該詳細調査対象者を落札者とししないものとする。
 - 3 契約権者は、前項の規定により詳細調査対象者を落札者とししない場合において、当該詳細調査対象者に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）をもって入札した者の入札価格が、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。
 - 4 第2項の規定により詳細調査対象者を落札者とししない場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格の入札者について、第7条から本条までに規定する手続により低入札価格調査を行うものとする。
 - 5 契約権者は、第7条第3項により低入札価格調査を終了したときは、速やかに予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
 - 6 契約権者は、第7条以降の手続により落札者を決定することができなかつた場合には、再入札の手続を行うものとする。この場合、原則として、先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることはできないものと

する。

(落札者等に対する通知)

第 12 条 契約権者は、前条第 1 項の規定に基づく決定を行ったときは、落札者となった詳細調査対象者に対して、様式第 5 号により落札者として決定した旨を通知するものとする。

2 前条第 1 項の規定に基づく決定を行ったときで落札者とならなかった詳細調査対象者があった場合及び前条第 2 項の規定に基づく決定を行ったときは、当該落札者とならなかった詳細調査対象者に対して、様式第 6 号により落札者とならなかった旨の通知を行うものとする。

3 前条第 3 項の規定に基づく決定を行ったときは、落札者となった入札者に対して、様式第 7 号により落札者となった旨の通知を行うものとする。

4 前 3 項の場合において、落札者を除く他の入札者全員に対しては、様式第 8 号により落札者が決定した旨を通知するものとする。

5 前条第 5 項の規定に基づく決定を行った場合における当該落札者に対する通知は、様式第 7 号を準用して行うものとする。

6 前条第 6 項の規定に基づく手続を行うときは、詳細調査対象者を含む入札者全員に対して、様式第 9 号により再入札の手続を行う旨の通知を行うものとする。

(契約保証金の加算)

第 13 条 調査基準価格に満たない価格で入札した者が落札者となった場合の契約保証の額は、契約金額の 10 分の 3 以上とする。なお、2 種類以上の保証の併用は認めないものとする。

(前払金の制限)

第 14 条 調査基準価格に満たない価格で入札した者が落札者となった場合の前払金の額は、契約金額（契約期間が複数の年度にわたる場合は、会計年度ごとに決定される出来高予定額）の 10 分の 2 以内（ただし、1 万円未満の端数は切り捨てるものとし、5 千万円を上限とする。）とする。

(技術者の増員配置)

第 15 条 調査基準価格に満たない価格で入札し落札者となった者は、主任技術者又は監理技術者とは別に、専任の技術者（以下「補助技術者」という。）を 1 名増員配置しなければならない。

- 2 前条の補助技術者の取り扱いは、以下のとおりとする。
- (1) 補助技術者は、当該工事の入札公告等において示した主任技術者又は監理技術者に関する要件（過去に施工した工事への従事実績に関するものを除く。）を満たす者であること。
 - (2) 補助技術者は当該工事に専任で配置すること。
 - (3) 補助技術者は、当該工事における他の技術者（現場代理人を含む。）との兼務を一切認めないものであること。
 - (4) 補助技術者は、建設工事の現場において主任技術者又は監理技術者を補助し、当該主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとする。
 - (5) 補助技術者は、CORINS（「工事实績情報システム」の略。財団法人日本建設情報総合センターが運営するシステムで、工事实績の確認、手持ち工事量の確認、技術者の配置状況の確認を業者ごとに検索できるシステム）登録上は担当技術者として登録すること。

（適正施工確保措置）

第 16 条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合は、適正な施工を確保するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 監督職員は、必要に応じて提出された施工体制台帳及び施工体系図に関してヒアリングを行うものとする。
 - (2) 監督職員は、必要に応じて提出された施工計画書の内容に関してヒアリングを行うものとする。
 - (3) 監督職員は、大館市建設工事の施工体制点検等要綱（平成 16 年 4 月 1 日）に基づく重点点検により施工体制の点検を行うものとする。
 - (4) 監督職員は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得るなどして、施工現場の調査を行うものとする。
 - (5) 監督職員は、詳細調査を経て契約締結した工事の場合においては、調査結果と施工内容が一致しているかどうか随時確認を行い、調査結果と施工内容の不一致を発見したときは、工事所管課等の長に報告するものとする。
 - (6) 検査職員は、低入札価格調査資料等を参考とし、特に入念な検査を行うものとする。
- 2 工事所管課等の長は、監督職員から前項第 5 号の報告を受けたときは、様式第 10 号により契約検査課長にその内容を報告するものとする。
- 3 契約検査課長は、前項の報告を受けたときは、工事所管課等と協力し、

当該低入札価格調査時の内容と異なる施工内容について、様式第11号により施工業者からのヒアリング等調査を行うものとする。

(罰則)

第17条 調査基準価格に満たない価格で落札者となった者が、次のいずれかに該当するときは、当該落札者に対し、大館市指名停止要綱（平成20年4月1日）に基づく指名停止措置、又は文書による警告の措置を講ずるものとする。

- (1) 低入札価格調査に際して提出された資料等につき虚偽の記載等を行ったと認められるとき又は低入札価格調査に協力しないとき。
- (2) 低入札価格調査の結果、落札者とされたにもかかわらず契約を締結しなかったとき。
- (3) 第13条から前条の規定に基づく大館市からの要請に応じないとき。
- (4) 前条第3項の調査に協力しないとき又は当該調査により低入札価格調査時の内容と施工実態が乖離しており低入札の理由の妥当性が著しく損なわれると認められるとき。
- (5) その他この要綱に違反する行為があったと認められるとき。

(情報の公表)

第18条 契約権者は、低入札価格調査を行ったときは、調査終了後速やかに当該調査の内容及び結果を様式第12号により公表しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年7月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則(平成23年3月31日制定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行し、契約の始期が平成26年4月1日以降となる発注案件について適用する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日以前の日付をもって契約を締結する発注案件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

様

大館市長

失格判断基準による判定結果通知書

年 月 日に入札執行した〇〇工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、下記のとおり、低入札価格調査に係る失格判断基準に該当し、（期限までに調査資料を提出しなかった場合には、「年 月 日までに詳細調査に係る資料の提出がなかったため」と記載し、下記「失格理由」欄は記載しないこと。）失格と判断されましたので通知します。

これに伴い、貴社は低入札価格調査に係る詳細調査の対象から除外されることを念のために申し添えます。

記

失格理由

※ 上記「失格理由」欄には、次のいずれかについて記載すること。

なお、詳細調査対象者が指定日までに調査資料を提出しなかった場合には、「詳細調査に係る資料が提出期限日までに提出されなかったため。」と記載すること。

- (1) 貴社の入札価格が、失格基準価格未満であるため。
- (2) 純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っているため。
- (3) 貴社提出の入札内訳書の記載不備により、直接工事費（又は共通仮設費、現場管理費、一般管理費）を算出することができないため。

様

大館市長

低入札価格調査に関する資料提出請求書

年 月 日に入札執行した〇〇工事について、低入札価格調査に係る
詳細調査の対象者となりましたので、下記のとおり資料を提出してください。

なお、下記提出期限までに当該資料の提出がなかったときは失格となりますので、
あらかじめご了承ください。

記

1. 提出期限

年 月 日（ ） 時

※ なお、提出資料に基づく事情聴取を 年 月 日（ ） 時より
大館市役所〇〇室にて行う予定です。

2. 提出資料

- (1) 当該価格で入札した理由書
- (2) 工事場所と調査対象者の事務所・倉庫等との地理的關係
- (3) 入札内訳書に対する明細書（入札時提出の入札内訳書で不足である場合）
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先一覧
- (6) 手持ち建設機材等の状況
- (7) 建設機材等リース先一覧
- (8) 労務者の確保計画
- (9) 工種別労務者配置計画
- (10) 下請予定一覧
- (11) 建設副産物の搬出予定地一覧
- (12) 過去に施工した公共工事一覧
- (13) 予定工程表（様式任意）
- (14) 経営状況及び信用状態に関する資料（過去3年間の財務諸表及び法人税申告書）

※ 上記資料のほか、必要と認められる書類がある場合は提出させること。

詳細調査表

大館市低入札価格調査審査会々長 様 詳細調査について下記のとおり報告しますので、審査願います。 (詳細調査実施日： 年 月 日)			
			年 月 日
			総務部契約検査課 課長
工事所管課等	部	課	調査担当責任者 〇〇課長 〇〇〇〇
番号・工事名	〇〇第〇号 〇〇〇〇工事		
調査対象者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
1. 入札価格	円 (対入札書比較価格 〇〇%)		
	内 訳	直接工事費	円 (対設計額 〇〇%)
		共通仮設費	円 (対設計額 〇〇%)
		現場管理費	円 (対設計額 〇〇%)
		一般管理費等	円 (対設計額 〇〇%)
2. 調査基準価格 (税抜)	円 (対入札書比較価格 〇〇%)		
3. 工事概要			
4. 調査事項	調 査 結 果 の 概 要		
(1) 当該価格で入札した理由			
(2) 入札内訳書 (工事費内訳書)			
(3) 手持ち工事の状況			
(4) 手持ち資材の状況及び 資材購入の予定			
(5) 手持ち機械の状況及び 機械リース等の予定			
(6) 労務者の具体的供給見 通し			
(7) 下請負の予定者及び予 定金額			
(8) 建設副産物の搬出予定			
(9) 予定工程表			
(10) 過去に施工した公共工 事の状況			
(11) 経営状況及び信用状態			
(12) その他			
総合意見			

※ 調査を省略した調査事項には、斜線を引くこと。

(附表)

※ 詳細調査において、入札時提出のものより詳細な入札内訳書の提出を求めた場合に使用すること。

番 号					
工 事 名					
調査対象者					
工 種	設計金額 (A)	業者見積金額 (B)	差額 (A-B)	B/A (%)	理 由

様式第4号（第10条関係）

事 務 連 絡
年 月 日

契 約 検 査 課 長 様

大館市低入札価格調査審査会
会長

低入札価格調査表の審査結果について

年 月 日付けで報告のありました下記工事に係る詳細調査表について審査を行ったところ、次のとおりとなりましたので通知します。

記

1. 番号・工事名 第 号 ○○工事
2. 審査実施日 年 月 日
3. 審査対象者
4. 審査結果

※ 審査の結果、落札者とし不在旨の決定を行う場合には、その理由を（できるだけ具体的に）必ず記載すること。

様式第5号（第12条関係）

契発第 号
年 月 日

様

大館市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行した〇〇工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社を落札者とすることに決定しましたので、通知します。

なお、契約締結に係る諸手続等に関するご連絡は、別途行います。

様式第6号（第12条関係）

契発第 号
年 月 日

様

大館市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行した〇〇工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、貴社を落札者としなことに決定しましたので、通知します。

（「なお、〇〇建設株式会社を落札者としたので、併せてお知らせします。」
又は、「なお、本件入札に関しては、落札者となるべき者が他にいないため、再度入札の手続きを行うことを併せて通知します。」）

※ （ ）内は必要に応じて記載すること。

様式第7号（第12条関係）

契発第 号
年 月 日

様

大館市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行した〇〇工事について落札の決定を保留しておりましたが、調査対象者の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、当該入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められました。

そこで、「調査対象者に次いで低い価格で入札した」又は「調査基準価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した」貴社を落札者とすることに決定しましたので、通知します。

様式第8号（第12条関係）

契発第 号
年 月 日

様

大館市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行した〇〇工事について落札の決定を保留しておりましたが、〇〇建設株式会社を落札者とすることに決定しましたので、通知します。

様式第9号（第12条関係）

契発第 号
年 月 日

様

大館市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行した ○○工事について落札の決定を保留しておりましたが、調査対象者の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、当該入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ、調査対象者を落札者としなことに決定しましたので、通知します。

なお、本件入札に関しては、落札者となるべき者が他にいないため、再度入札の手続きを行うことを併せて通知します。

様式第10号（第16条関係）

事 務 連 絡
年 月 日

総務部契約検査課

課長 様

（工事所管課等の長）

低入札理由と施工内容の不一致に関する報告書

低入札価格調査に係る詳細調査を実施した下記工事について、次のとおり低入札理由と実際の施工内容の不一致を確認しましたので報告します。

なお、当該不一致について、請負業者からヒアリングを行う等調査を行いたいの
で、協力願います。

記

1. 対象工事について

- (1) 番号・工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 請負業者

2. 低入札理由と施工内容が一致しない部分等

（例1）〇〇工については、自社施工としていたところ、〇〇建設株式会社
に下請させていた。

（例2）〇〇工については、自社保有の建設作業機械により施工すること
としていたが、〇〇株式会社とオペレーター付きリース契約を締結し、同社に
施工させていた。

※ 低入札理由と施工内容が一致しない部分等については、その内容をできるだけ
具体的に記載すること。

様式第11号（第16条関係）

低入札理由と施工内容の不一致に関する調査表

工事所管課等	部 課 係	
番号・工事名	〇〇第〇号 〇〇〇〇工事	
工事場所		
請負金額		
工 期		
調査対象者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	
項目等	低入札価格調査時の調査内容と施工内容の比較	
	低入札調査時における 低入札の理由	施工内容との不一致の内容 及びその理由
総合意見		

※ 「項目等」欄には、当該工事における工程上の工種等を「〇〇工」のように記載すること。

低入札価格調査結果の公表

入札に付した次の建設工事について行った低入札価格調査（詳細調査）の結果を、下記のとおり公表します。

工事所管課等	〇〇部〇〇課
調査担当責任者	〇〇部〇〇課 課長 〇〇〇〇
番号・工事名	〇〇第〇号 〇〇〇〇工事
工事場所	秋田県大館市〇〇地内
調査対象者	〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
入札価格	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（対調査基準価格 〇〇%）
調査基準価格（税抜き）	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

<調査結果>

(1) 本工事の施工に必要な資材、建設機材、労務者の確保について、調査対象者が見込んでいる必要数量、及びその確保方法・確保計画（見通し）は適当か			
ア 資材の見込み数量、確保方法及び確保計画		適当	不適當
イ 建設機材の見込み数量、確保方法及び確保計画		適当	不適當
ウ 労務者の見込み数量、確保方法及び確保計画		適当	不適當
(2) 市場価格より安価に資材、機材及び労務者等を調達可能であるとの主張 （上記主張が「有」の場合の理由）		有	無
(3) 手持ち工事の状況			
本工事と工期が重複する手持ち工事		有（〇件）	無
本工事と手持ち工事が近接している事実		有	無
本工事と手持ち工事の関連性		有	無
(4) 下請予定及びその金額			
(5) 建設副産物の搬出について		予定有	予定無
※ 搬出「予定有」の場合、搬出計画は適当か		適当	不適當
(6) 予定している工程は適当か		適当	不適當
(7) 過去に施工した公共工事の施工状況		良好	不良
(8) 経営状況、信用状態			
(9) その他特記事項等			
総合判定	調査対象者を落札者とする・調査対象者を落札者としない		